

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1256

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第12 給料の調整額の適用区分表（略）			別表第12 給料の調整額の適用区分表（略）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
（略）			（略）		
賀茂健康福祉センター相談課	（略）	1.3	賀茂健康福祉センター相談課	（略）	1.4
東部健康福祉センター相談判定課及び育成課	（略）	1.3	東部健康福祉センター相談判定課及び育成課	（略）	1.4
富士健康福祉センター相談判定課及び育成課			富士健康福祉センター相談判定課及び育成課		
中部健康福祉センター相談判定課及び育成課	（略）	1.1	中部健康福祉センター相談判定課及び育成課	（略）	1.2
西部健康福祉センター相談判定課及び育成課			西部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
（略）			（略）		

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 級別職務区分表（略）			別表第2 級別職務区分表（略）		
ア 行政職給料表級別職務区分表			ア 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務		職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	
（略）			（略）		
5 5級	(i) 班長又は主幹の職務 (0-1) ~ (10-3) (略)		5 5級	(i) 班長又は主幹の職務 (0-1) ~ (10-3) (略) <u>(10-4) 人事委員会事務局の主</u>	

	<p>(10—4) ～ (10—9) (略)</p> <p>(11—1) ～ (11—5) (略)</p> <p>(11—6) 松崎、稲取、伊東商業、熱海、伊豆中央、御殿場南、小山、裾野、沼津城北、吉原、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島田、金谷、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業、<u>磐田北、磐田西及び湖西</u>高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜特別支援学校の事務長の職務</p> <p>(11—7) ～ (12—4) (略)</p>		<p style="text-align: center;"><u>幹の職務</u></p> <p>(10—5) ～ (10—10) (略)</p> <p>(11—1) ～ (11—5) (略)</p> <p>(11—6) 松崎、稲取、伊東商業、熱海、伊豆中央、<u>三島南</u>、御殿場南、小山、裾野、沼津城北、吉原、<u>富士東</u>、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島田、金谷、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業及び湖西高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜特別支援学校の事務長の職務</p> <p>(11—7) ～ (12—4) (略)</p>
6 6級	<p>(i) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務</p> <p>(0—1) ～ (0—10) (略)</p> <p>(0—11) ・ (0—12) (略)</p> <p>(0—13) ～ (0—15) (略)</p> <p><u>(0—16) 地域包括ケア推進室長の職務</u></p> <p>(0—17) ～ (0—22) (略)</p> <p>(1—1) ～ (9—1) (略)</p> <p>(10—1) ・ (10—2) (略)</p> <p>(11—1) ～ (12—6) (略)</p>	6 6級	<p>(i) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務</p> <p>(0—1) ～ (0—10) (略)</p> <p><u>(0—11) スポーツコミッション</u></p> <p style="text-align: center;"><u>担当室長の職務</u></p> <p>(0—12) ・ (0—13) (略)</p> <p><u>(0—14) 地域包括ケア推進室長の職務</u></p> <p>(0—15) ～ (0—17) (略)</p> <p><u>(0—18) 感染症専門施設準備室長の職務</u></p> <p>(0—19) ～ (0—24) (略)</p> <p>(1—1) ～ (9—1) (略)</p> <p><u>(10—1) 人事委員会事務局の課の参事の職務</u></p> <p>(10—2) ・ (10—3) (略)</p> <p>(11—1) ～ (12—6) (略)</p>

	<p>② 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-23) ~ (0-29) (略)</p> <p>(1-2) ~ (3-2) (略)</p> <p>(6-4) (略)</p> <p>(7-5) ~ (8-3) (略)</p> <p>(10-3) ~ (10-6) (略)</p> <p>(11-14) ~ (11-19) (略)</p> <p>(11-20) 県立学校の事務長(第6項第1号(11-11)に規定する事務長及び第5項第1号(11-6)に規定する事務長を除く。)の職務</p> <p>(11-21) ~ (12-13) (略)</p>	<p>② 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-25) ~ (0-31) (略)</p> <p>(1-2) ~ (3-2) (略)</p> <p><u>(6-4) 人権同和对策室長補佐の職務</u></p> <p>(6-5) (略)</p> <p>(7-5) ~ (8-3) (略)</p> <p>(10-4) ~ (10-7) (略)</p> <p>(11-14) ~ (11-19) (略)</p> <p>(11-20) 県立学校の事務長(第6項第1号(11-12)に規定する事務長及び第5項第1号(11-6)に規定する事務長を除く。)の職務</p> <p>(11-21) ~ (12-13) (略)</p>
7 7級	<p>① 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(4-1) (略)</p> <p>(5-1) ~ (7-5) (略)</p> <p><u>(7-6) 沼津技術専門校長の職務</u></p> <p>(7-7) ~ (7-11) (略)</p> <p>(8-1) ~ (12-5) (略)</p>	<p>① 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) ~ (3-1) (略)</p> <p><u>(4-1) 県民生活センターの副所長の職務</u></p> <p>(4-2) (略)</p> <p>(5-1) ~ (7-5) (略)</p> <p>(7-6) ~ (7-10) (略)</p> <p>(8-1) ~ (12-5) (略)</p>
8 8級	<p>① 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) ~ (7-1) (略)</p> <p><u>(7-2) 清水技術専門校長の職務</u></p> <p>(7-3) ・ (7-4) (略)</p> <p><u>(7-5) 農林大学校長の職務</u></p>	<p>① 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) ~ (7-1) (略)</p> <p>(7-2) ・ (7-3) (略)</p>

	(7-6)・(7-7) (略) (8-1)～(12-2) (略)
9 9級	(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)～(3-4) (略) <u>(5-1) スポーツ担当部長の職務</u> (5-2) (略) (6-1)～(11-3) (略)
(略)	

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4級	(i) 研究所の科長又は班長の職務 ア・イ (略)  <u>ウ～ク</u> (略) (2) (略)
5 5級	(i) (略) (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア 研究所の研究統括官又は部長の職務 (7) 農林技術研究所の技監(病害虫防除所長の職を兼ねる者に限る。)の職務  (i)～(4) (略) イ (略)
(略)	

ウ～コ (略)

別表第9 (略)

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿

	(7-4)・(7-5) (略) (8-1)～(12-2) (略)
9 9級	(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)～(3-4) (略)  (5-1) (略) (6-1)～(11-3) (略)
(略)	

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4級	(i) 研究所の科長又は班長の職務 ア・イ (略) <u>ウ 農林事務所の家畜検査課長の職務</u> <u>エ～ケ</u> (略) (2) (略)
5 5級	(i) (略) (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア 研究所の研究統括官又は部長の職務 (7) <u>環境衛生科学研究所の技監又は農林技術研究所の技監(病害虫防除所長の職を兼ねる者に限る。)</u> の職務  (i)～(4) (略) イ (略)
(略)	

ウ～コ (略)

別表第9 (略)

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿

( 年 月分)

職名 氏名

所属長又はその委任を受けた者の印	(略)
(略)	

備考 (略)

別表第12 給料の調整額の適用区分表 (略)

勤務箇所	職員	調整数
(略)		
賀茂健康福祉センター相談課	(略)	
東部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
富士健康福祉センター相談判定課及び育成課		
中部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
西部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
(略)		

別表第12の2 給料の調整額の調整基本額表 (略)

ア～エ (略)

オ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
3級	11,900円(教職員給与条例別表第1の備考2に定める職員にあつては、12,200円)
(略)	

( 年 月分)

職名 氏名

所属長又はその委任を受けた者の確認	(略)
(略)	

備考 (略)

別表第12 給料の調整額の適用区分表 (略)

勤務箇所	職員	調整数
(略)		
賀茂健康福祉センター相談課	(略)	
東部健康福祉センター相談判定課、育成第1課及び育成第2課		
富士健康福祉センター相談判定課及び育成課		
中部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
西部健康福祉センター相談判定課及び育成課		
(略)		

別表第12の2 給料の調整額の調整基本額表 (略)

ア～エ (略)

オ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
3級	11,900円(教職員給与条例別表第2の備考2に定める職員にあつては、12,200円)
(略)	

カ 中学校小学校教育職給料表		カ 中学校小学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
3級	11,500 円（教職員給与条例別表第 <u>2</u> の備考2に定める職員にあつては、11,800 円）	3級	11,500 円（教職員給与条例別表第 <u>3</u> の備考2に定める職員にあつては、11,800 円）
(略)		(略)	
キ (略)		キ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 別表第9の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

(給料の調整額の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員に関する特例)

- 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第5条の規定によりフルタイム会計年度任用職員に対して支給される令和4年3月までの給料の調整額については、改正後の規則別表第12の規定にかかわらず、改正前の規則の規定の例により支給するものとする。